

## 2. 申請について

|   |   |  |
|---|---|--|
| 1 | Q | 「優良性基準適合認定制度」における「専門性」とは何ですか。  |
|   | A | 特別管理産業廃棄物のうち感染性産業廃棄物を取扱うための業の許可を取得している事業者が申請できる区分です。<br>なお、専門性のみの単独申請はできません。認定の業の区分と併せて申請してください。   |
| 2 | Q | 東京都と八王子市の両方で、複数の許可を取得していますが、そのうちの1つの業だけを申請してもよいですか。  |
|   | A | 東京都と八王子市で許可を取得して1年以上を経過している全ての業を申請してください。<br>なお、業務を行っていない場合又は当面業務を行う見込みがない等の場合は、申請しないことを認める場合があります。<br>一度、優良性認定評価室へご連絡ください。<br><br>(例) 人員が確保できない / 車や機械が故障している / 近隣住民との協定のため / 万一に備えて業の許可を得ている場合 等 |
| 3 | Q | 取得している認定から、認定の区分または業の区分を変更した場合、申請の区分はどうなりますか。  |
|   | A | 表1のようになります。  |

表1

|                | 認定の区分の変更                             | 業の区分の変更  | 業の区分の追加  |
|----------------|--------------------------------------|--|--|
| 事例             | 産廃エキスパート<br>⇔ 産廃プロフェッショナルへ<br>変更する場合 | 収集運搬業（積替え保管を除く）<br>→収集運搬業（積替え保管を含む）に<br>変更する場合 | 収集運搬業（積替え保管を除く）<br>→収集運搬業（積替え保管を除く）に<br>中間処理業を追加して同時申請する場合 |
| 新規及び<br>更新の扱い方 | 更新扱い                                 | 更新扱い   | 収集運搬業は更新扱い<br>中間処理業は新規扱い                                   |
| 申請手数料          | 更新申請手数料                              | 更新申請手数料  | 複数の業の更新申請手数料   |
| 有効期間           | 3年間                                  | 3年間  | 収集運搬業は3年間 *<br>中間処理業は2年間                                   |

\* 各業の区分の有効期間が異なる場合は、任意の申請により、有効期間が2年間の業の区分の更新時に合わせて、もう一方の業の区分を1年前倒しして、同時に更新申請することができます。

### 【注意事項】

- (1) 更新に該当する年に更新申請しなかった場合は、次回の申請は「新規扱い」となります。
- (2) 産廃エキスパートで申請し、審査結果が産廃プロフェッショナルの認定となった場合、次回の産廃エキスパート申請は「更新扱い」となります。
- (3) 産廃プロフェッショナルが不認定となった場合、次回の申請は「新規扱い」となります。